

00099

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第九十四号

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十二号馬の流行性腦炎
予防に關する規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(別表)中「群馬縣」の次に「秋田縣、山形縣、栃木
縣」を加える。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五百十八号

鳥取市浜坂下河原耕地整理組合の組合長並びに組合副長

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年九月二十四日

第二千四百十八号

土 曜 日

に左の者を選任することを昭和二十四年九月二十日認可
した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

組 合 長 神 崎 一 郎

組 合 副 長 田 中 譽 富

◇鳥取縣告示第五百十九号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規
則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公
認出荷機関として登録した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡富益村二三八四番地
号 湾中部漁業協同組合

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十四年九月二十四日

第三種郵便物認可

一

<p>二、登録の種類 組合長理事 矢倉 勝衛</p> <p>三、登録番号 第三三三号</p> <p>四、取扱水産物の種類 生鮮水産物</p> <p>五、営業所又は事業場の位置 鳥取縣西伯郡富益村二三八四番地 弓浜中部漁業協同組合</p> <p>一、登録者住所氏名 鳥取縣氣高郡寶木村大字奥沢見一〇 一七番地四 寶木村漁業協同組合</p> <p>組合長理事 水谷勝太郎</p> <p>二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関</p> <p>三、登録番号 第三〇号</p> <p>四、取扱水産物の種類 生鮮水産物</p> <p>五、営業所又は事業場の位置 鳥取縣氣高郡寶木村大字奥沢見一〇 一七番地四 寶木村漁業協同組合</p> <p>一、登録者住所氏名 鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷三二 一〇番地 青谷 漁業協同組合</p>	<p>二、登録の種類 組合長理事 浜本 義雄</p> <p>三、登録番号 第二九号</p> <p>四、取扱水産物の種類 生鮮水産物</p> <p>五、営業所又は事業場の位置 鳥取縣氣高郡青谷町大字長和瀬四五 青谷町漁業協同組合</p> <p>一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市賀露町一五三九ノ二 賀露漁業協同組合</p> <p>組合長理事 浜口虎太郎</p> <p>二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関</p> <p>三、登録番号 第三一号</p> <p>四、取扱水産物の種類 生鮮水産物</p> <p>五、営業所又は事業場の位置 鳥取縣鳥取市賀露町一五三九ノ二 賀露漁業協同組合</p> <p>一、登録者住所氏名 鳥取縣若美郡大岩村大字岩本一一 五〇番地の二四</p>
---	---

<p>大岩村漁業協同組合</p> <p>組合長理事 西村 源一</p> <p>二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関</p> <p>三、登録番号 第三二二号</p> <p>四、取扱水産物の種類 生鮮水産物</p> <p>五、営業所又は事業場の位置 鳥取縣若美郡大岩村大字岩本一一 五〇番地の二四 大岩村漁業協同組合</p> <p>◇鳥取縣告示第五百二十号</p> <p>市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。</p> <p>昭和二十四年九月二十四日</p> <p>鳥取縣知事 西 尾 愛 治</p> <p>一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字駄経寺一二〇 倉吉建築木工公職業輔導所長 三島正行</p> <p>一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字駄経寺一二〇ノ一</p> <p>一、同 用途 建築科作業場</p>	<p>一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建、一棟</p> <p>一、同 規模 建築面積 四六、二平方米 突出する部分 九、〇同</p> <p>一、建築主の住所氏名 鳥取市岩倉四六二ノ二 田中 勇一</p> <p>一、建築物の位置 鳥取市岩倉四六二番地ノ二</p> <p>一、同 用途 住宅</p> <p>一、同 構造 木造 杉皮葺 平家建一棟</p> <p>一、同 規模 建築面積 三七、二三平方米 突出する部分 七、九六同</p> <p>一、許可條件</p> <p>一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする</p> <p>こと。</p> <p>一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。</p> <p>一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出すること。</p> <p>一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項</p>
---	---

を増減若しくは変更することがある。
 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百二十一号

價格査定委員会監査員規程第二條但書の規程により九月二十二日次のように監査員を解任した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

山本 良治 梅林勝次郎 下田 吉藏

田枝実三郎 渡辺春次郎

◇鳥取縣告示第五百二十二号

價格査定委員会監査員規程第二條の規定により九月二十二日次のように監査員を任命した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

証票番号 氏 名

51 田 中 龜 男

52 榊 田 正 二

◇鳥取縣告示第五百二十三号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市寺町三〇 岩永 喜六

一、建築物の位置 米子市寺町三〇

一、同 用途 住宅

一、同 構造 瓦葺 二階建一種

一、同 規模 建築面積 三四、六平方米

突出する部分 二一、一同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施とする
 こと。
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に

無作にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

住 所 氏 名 木村業の別

米子市灘町一丁目五六

十條製紙株式会社
 伏木工場山林部
 鳥取出張所

木村業

材種 登録番号 登録年月 営業所工場の位置

鳥取縣受林
 第二一六〇号
 昭二四
 年八月
 一日
 米子市灘町一丁目
 五六

島根縣八束郡揖屋町
 六六七ノ一

佐藤造機株式会社

同

同

同

製材業

同第一九五七号
 同第一九五八号

同九月
 二四日
 東伯郡旭村大字鉛山
 宇鉛山谷一七二

米子市茶町二七

山陰製函株式会社

木村業

同第二二五二号
 同第二二五三号

同
 同
 米子市錦町三丁目五五

同

同

同

同第二二五二号
 同第二二五三号

同
 同
 西伯郡彦名村一三四七

兵庫縣神崎郡鶴居村神崎
 四三四

田中 元次

同

同第二二五三号

同
 同
 日野郡石見村大字花口
 二七〇

西伯郡境町入船町一五

松本木材株式会社

同

同第二一五四号

同
 同
 米子市日野町五六

廣島縣吳市藏本通一〇丁目五	中国木材株式会社	製材業	同第二二五五号	同	日野郡阿昆縁村大管字 榎谷三八
同	同	木材業	同第二二五六号	同	同
日野郡多里村多里二四六	水島 弘	同	同第二二五七号	同	住所に同じ
八頭郡河原町渡一木	河原園芸資材製作有 限会社	製材業	同第二二五八号	同	同
同	同	木材業	同第二二五九号	同	同
西伯郡所子村中高三七八	淺田 正夫	同	同第二二六一号	同	同
岩美郡倉田村円通寺三〇三	山本 松男	製材業	同第二二六二号	同	八頭郡河原町袋河原四 三二
東伯郡倉吉町明治町一〇九ノ三	三輪 寅一	木材業	同第二二八二号	同	住所に同じ
同	河原町一七七〇 田中 若造	同	同第二二八三号	同	同
同上	中山村八重一二一	同	同第二二八四号	同	同上中山村樋口 一一二一 一一二二
同倉吉町堺町二丁目二四九	美甘 鶴夫	製材業	同第二二八五号	同	同倉吉町荒神町四一七
同榮村龜谷三七二	堀江 鹿藏	同	同第二二九三号	同	同矢途村山口字山万上 奥一、八七九
同竹田村大字上西谷三四八	岡本 熊吉	同	同第二二九四号	同	同竹田村下西谷四二八
同倉吉町河原町一八九九	柴尾 国太郎	木材業	同第二二九五号	同	同倉吉町河原町一、八 九九ノ一
同竹田村上西谷三四八	岡本 熊吉	同	同第二二九六号	同	同竹田村下西谷四二八
日野郡日野村舟場六三	与志本合資会社根雨出張所	同	同第二二七五号	同	住所に同じ
同多里村多里二六四	山本 平治	同	同第二二八七号	同	同

教育委員会規則

鳥取縣教育委員会規則第五号

昭和二十三年十一月教育委員会規則第三号鳥取縣教育委員
会事務局分課分掌規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣教育委員会

鳥取縣教育委員会事務局分課分掌規則中改正規則

第一條中 教務課の末尾に次の項を加える。

- 一、学校その他教育機關の運営及び管理に關すること。
- 一、高等学校の通学区域の設定又は変更に關すること。
- 指導課の末尾に次の項を加える。
- 一、学校に於ける教育内容の運営に關すること。
- 指導課の項の内次の項を削除する。

鳥取縣教育委員会告示第四十三号

昭和二十五年新制大学入学資格認定試験実施要項を次

のように決定した。

昭和二十四年九月二十四日

鳥取縣教育委員会

昭和二十五年新制大学入学資格認定試験実施要項

昭和二十五年に於ける新制大学入学資格認定試験はこ
の要項によつて実施する。

一、受験資格

- 1、旧制度の中等学校令による中等学校（中学校、女
学校、実業学校）の卒業生、但し同令第十九條によ
るもの（所謂乙種中等学校の卒業生を除く）
- 2、青年学校本科卒業生（修業年限三年未滿の者を除
く）
- 3、専門学校入学者檢定規定による試験檢定に合格し
た者
- 4、実業學校卒業程度檢定に合格した者
- 5、その他文部大臣に於て専門学校入学に關し中学校
又は高等女學校卒業生と同等以上の学力があると指
定した者

6、昭和十九年三月三十一日まで修業年限五年の中学校又は高等女学校の第四学年を修了した者及文部大臣においてこれと同等以上の学力があると認められた者

7、国民学校専科教員免許状又は国民学校初等科教員免許状を有する者

二、出願手續

1、受験者は次の書類と共に受験料を出願期間内に試験事務取扱學校長宛提出する。但し郵便の場合は十月三十一日付の消印あるものは有効とする。

A 受験願書

B 受験票(寫眞貼布)

C 出身中等學校長による旧制中等學校卒業証明書、專檢若しくは実驗合格証明書又はこれらに該当しない者はこれに準ずる受験資格のあることを証明するに足るもの

D 受験料 式百五拾円

2、試験事務取扱學校は受験票に受付番号を記入して

貼布書類に契印を施しこれを返戻する。受験料の受領証をこれを以て代える。

試験事務取扱學校 鳥取縣立東伯高等学校

(鳥取縣東伯郡由良町)

3、受験者は試験当日必ず受験票を携行すること。

三、日程

1、出願期間 自十月十五日至十月三十一日、

2、試験期 日 十一月十五日(火) 十一月十六日(水)の二日間

兩日共午前十時〇分より開始

3、試験場 鳥取縣立東伯高等学校由良校舍

(山陰線由良駅下車)

4、合格者発表期日 十一月二十日

5、合格者発表方法 直接本人宛郵送する

四、試験問題の範囲及程度

1、試験は左の教科について行う

国語 社会 数学 理科 外国語

2、試験問題の程度は新制高等学校卒業の程度とする

- 3、社会は左の科目の中よりその一を選択する
東洋史 西洋史 人文地理 時事問題
- 4、数学は左の科目の中からその一を選択する
解析 II幾何
- 5、理科は左の科目の中からその一を選択する
物理 化学 生物 地学
- 6、外国語は英語とする
- 7、受験者は受験票の該当欄に選択志望科目を記入す

別紙 一、受験票

寫眞貼
布欄

昭和 年 月 日 撮影

※番号 _____

氏名 _____

出身校 _____ 学校卒業

資格 _____

卒業、資格修得年月日 _____

昭和 年 月 日 卒業資格修得

選択学	社会	数学	理科
科目欄			

註、選択学科目欄に受験せんとする一科目を記入すること。
※印の箇所は記入を要しない。

ること

五、大学受験者は大学入学資格認定試験を受けた都道府縣に於て進学適性検査を受けなければならない。

備考

1、受験願書、受験票用紙は最寄全日制高等学校に準備してある。

2、郵送の際は返信用封筒に切手を貼布し宛名先名記の上同封のこと。

00109

二、受給資格

鳥取県立高等学校

受給番号	氏名	生年月日	本籍	現住所	現住所	卒業	役職	成績
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均
			鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県 市郡	鳥取県立 高等学校	(昭和 年 月 日)	平均

新制大卒入學資格認定試験志願書

(鳥取県)

昭和二十四年九月二十四日印刷
昭和二十四年九月二十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市